

共通報告基準（CRS）及び実特法について

共通報告基準（CRS）とは

CRSは、外国の金融機関に保有する口座を利用した国際的な租税回避を防止するために、経済協力開発機構(OECD)が策定した金融口座情報を自動交換する制度です。

現在、日本を含む100を超える国・地域がCRSに参加し、参加各国に所在する金融機関は、管理する金融口座から税務上の非居住者を特定し、当該口座情報を自国の税務当局に報告する必要があります。報告された情報は各国の税務当局間で相互に共有されます。

CRSは、参加各国の国内法に組み込まれ、現地法令として適用されています。

実特法の改正

日本国内では、国税庁が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）を改正し、CRSを導入しました。

これにより、当組合を含む金融機関に対し、新たに口座開設等を行うお客さまの税務上の居住地を記載した届出書の提出が必要となります。

なお、税務上の居住地が日本以外にあるお客さまのからの新規のお申込みはできませんので、あらかじめご了承ください。

届出書のご提出について

1. 個人のお客さま

税務上の居住地国が日本のみであることを確認させていただきます。

2. 法人のお客さま

税務上の居住地国が日本のみであること、また特定法人以外の法人（※）に該当することを確認させていただきます。

（※）投資所得（利息・配当・賃料等）が総所得・総資産の50%以下である法人等

ご留意点

当組合では、口座開設を日本国居住者の方に限定させていただいております。税務上の居住地国が「日本以外」にあるお客さまは、新規のお申込みはできませんので、あらかじめご了承ください。